

早寝早起き朝ごはん
健康で共に支え合う住みよいまちづくり



第5次鶴田町総合計画

後期基本計画

青森県鶴田町

目 次

第1部 総論	1
計画の構成	2
計画の役割・期間・推進体制	3
第2部 基本構想	5
基本構想体系図	6
第3部 基本計画（各論）	9
① 健やかで安心な暮らしを支えるまちづくり	
◎ 健やかで安心な暮らしを支える保健・医療体制の充実	
○ 保健・医療	
1 健康づくりと疾病予防対策	10
2 母子保健等の保健活動	12
3 健全な食育	14
4 地域医療体制	15
5 保健・医療と福祉の連携	17
◎ 健やかで安心な暮らしを支える社会福祉の充実	
○ 福祉	
6 高齢者の生きがいづくり・介護予防	18
7 高齢者福祉・介護保険	19
8 障害者（児）の社会参加と生活支援	21
◎ 健やかで安心な暮らしを紡ぐ次世代育成の充実	
○ 子育て	
9 保育サービス・放課後対策	22
10 子育て相談体制と育児環境整備	23
11 健全な子どもの育成と朝ごはん運動	24
② 活力ある住みよいまちづくり	
◎ 産業の充実による活力あるまちづくり	
○ 農業の充実	
1 担い手の育成と対策	25
2 経営基盤の強化	27
3 生産体制の充実	28
4 地産地消と消費拡大の推進	30
5 安全・安心な農産物の生産	32
○ 観光と物産の振興	
6 観光の振興	33
7 物産の振興	35
○ 商工業の振興	
8 商工業の振興	36

◎ 都市基盤の充実による住みよいまちづくり	
○ 住みよい環境	
9 街並み景観の形成	37
10 公営住宅の居住性と安全性	38
11 公園と水辺環境	39
12 安全・安心な交通施策	40
13 水の安定供給と水洗化の推進	41
③ 健康で郷土を愛する人間性豊かな人づくり	
◎ 健康で郷土を愛する人間性豊かな人材の育成	
○ 人づくり	
1 幼児教育の推進	42
2 義務教育の推進	44
3 義務教育環境の整備	46
4 就学支援対策の整備	47
◎ 健康で郷土を愛する人間性豊かな人づくりのための文化の振興	
○ 文化振興	
5 文化環境の整備	48
6 文化施設の有効活用	49
◎ 健康で郷土を愛する人間性豊かな人づくりのための社会教育の推進	
○ 生涯学習	
7 生涯学習の推進	50
○ スポーツ	
8 スポーツの充実	51
○ 青少年	
9 地域における青少年育成活動の充実	53
④ 共に思いやり支え合う安心なまちづくり	
◎ 共に思いやり支え合う安心なまちを支える防災・消防体制の充実	
○ 防災・消防基盤の整備	
1 消防・救急体制の充実	55
2 「自助」・「共助」防災体制の充実	57
◎ 共に思いやり支え合う安心なまちを支える生活環境の充実	
○ 快適な生活環境	
3 交通安全の意識高揚と防犯対策の強化	59
4 雪対策と冬に親しむまちづくり	60
5 廃棄物の処理と減量対策	62
6 循環型社会の構築	63

⑤ 町民と共につくる親しみやすいまちづくり

◎ 町民と共につくる親しみやすいまちを支える交流活動

○ 住民との協働

1 官民協働の推進 64

○ 男女共同参画

2 男女が共に支え合える社会の構築 65

○ 国内外交流

3 国際・国内交流活動の推進 66

◎ 町民と共につくる親しみやすいまちをつくる行財政運営

○ 行財政運営

4 健全な行財政運営 67

5 効率的な行政運営 68

◎ 町民と共につくる親しみやすいまちを支える情報通信基盤の充実

○ 情報化の推進

6 広報、広聴活動の充実 69

7 情報通信基盤の充実 70

付 録

目標とする指標一覧 71

第1部

総論

計画の構成

この計画は「基本構想」と「基本計画」で構成されますが、さらに「実施計画」で補完され、「毎年度の予算編成」に反映されます。したがって、計画の策定からその実施に至る過程において、4段階の内容で構成されることになります。

鶴田町総合計画

基本構想 (平成25年度～平成34年度)

「基本構想」は、10年後の町のあるべき姿を描き、施策の基本的方向を明らかにするものです。

また、これに続く「基本計画」や「実施計画」に基礎を与えるものです。

基本計画

「基本計画」は、「基本構想」の描く将来像や目標を受け、その実現を期して、各施策の具体的な考え方や実施すべき重点事業などを定めるものです。そして、「実施計画」の立案はこの「基本計画」の内容に即して行われます。

また、この「基本計画」は、5年ごとに見直しを行い、実効性を高めていきます。

前期基本計画

(平成25年度～平成29年度)



後期基本計画

(平成30年度～平成34年度)

実施計画

「実施計画」は、「基本計画」で定めた重点事業をより具体的に実現していくための各年度ごとの事業計画となるもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。

「実施計画」は、町の財政規模や地域の要求度などを考えながら立案・決定します。

また、「実施計画」は、毎年度実施状況を点検し、向こう3か年をローリング（調整）して、計画の実効性を高めていきます。

年度の予算編成

年度ごとの予算編成は、当該年度における行財政運営上の必要性に基づいて行うものですが、町の長期的課題の解決にも着実に寄与するものでなければなりません。そこで、毎年度の予算の編成に当たっては、計画の実施状況とその効果を点検・評価して立案する「実施計画」を指針として予算編成を行います。

計画の役割

後期基本計画は、「第5次鶴田町総合計画 わの町（和・輪・私）ふるさとみらい計画」基本構想に掲げた基本目標『早寝早起き朝ごはん 健康で共に支え合う住みよいまちづくり』の実現に向けた具体的な取り組みを示しています。

計画の期間

平成30(2018)年度から平成34(2023)年度までの5年間としています。

計画の推進体制

本計画では基本構想の実現に期するため、施策の進捗度を測定する指標として「目標とする指標」を設定しています。

指標は、本計画に掲げた各施策に設定するとともに、直近の実績等を基準値とし、国・県の施策の動向や社会情勢などを総合的に勘案し、計画最終年度である平成34年度を目標とした目標値を定めています。

計画の推進にあたっては、庁議（町の幹部職員により構成）で進行管理を行うほか、基本計画に定めた各種施策が着実に実施されているか、指標の達成度などから施策の進捗度を評価・検証します。

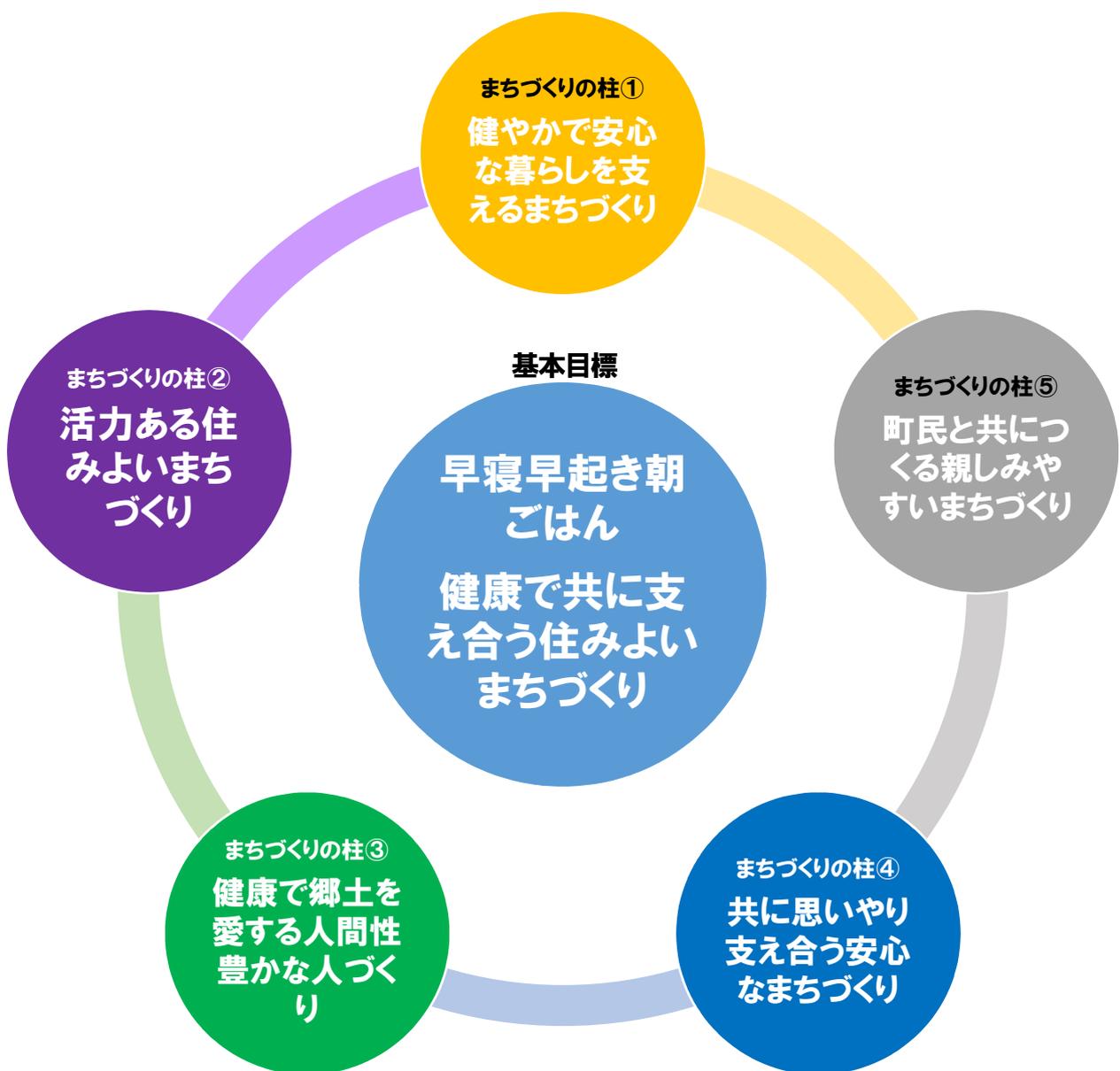
また、必要に応じて、第三者機関である鶴田町振興計画審議会等においても計画の実施状況等について評価・検証を行い、計画の見直しを適宜図るなど柔軟に対応します。

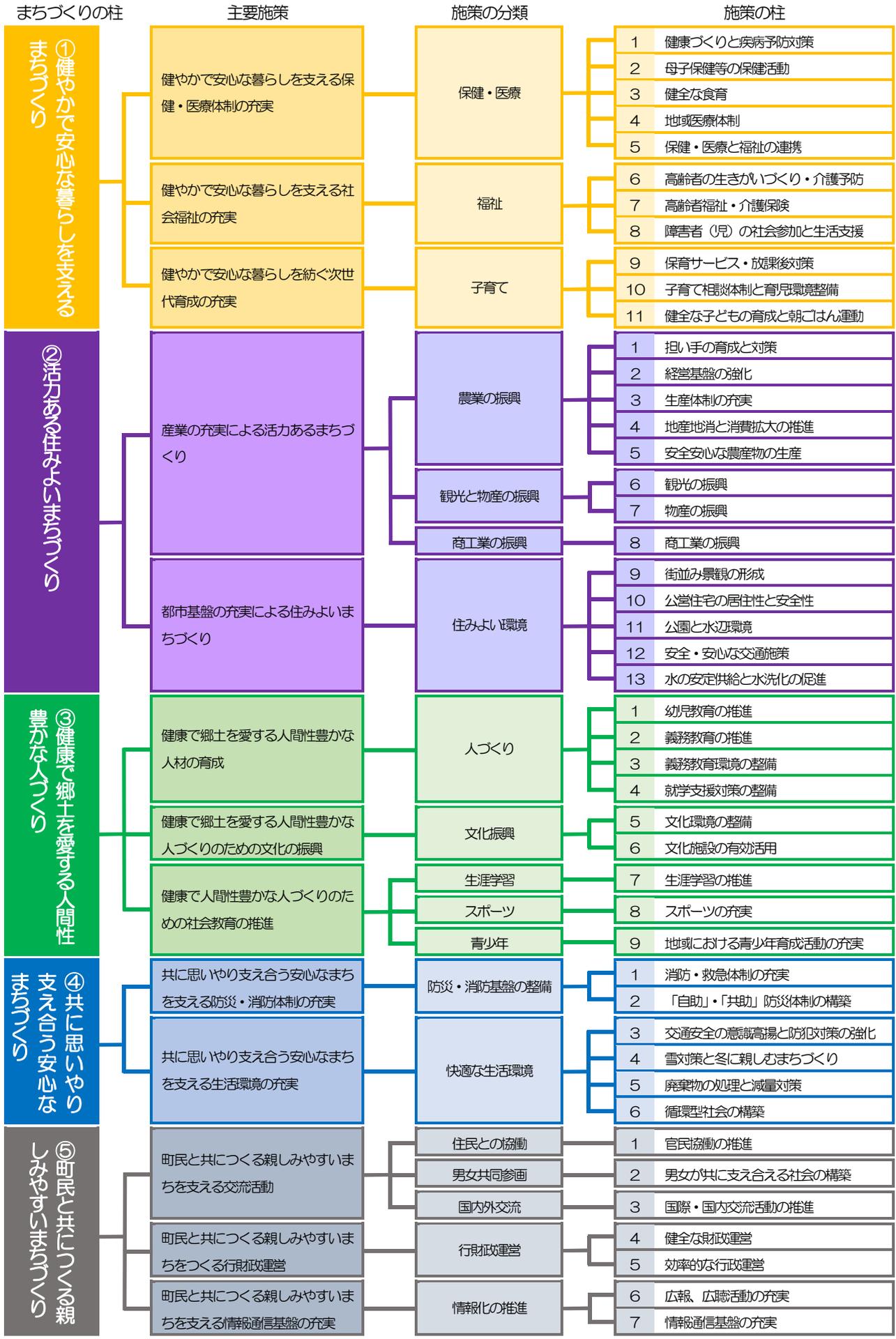
第2部
基本構想

わ の 町

テーマ： 一和・輪・私一

ふるさとみらい計画





第3部
基本計画（各論）

